

「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」（平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2441 号農産園芸局長通達）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p data-bbox="215 331 920 363">輸入禁止品に関する農林水産大臣の許可手続実施要綱</p> <p data-bbox="174 408 255 440">（目的）</p> <p data-bbox="125 448 1106 746">第 1 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）及び同法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）に基づき輸入禁止品を試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用（以下「試験研究等用途」という。）に供するため、<u>法第 7 条第 1 項ただし書に規定する農林水産大臣の許可（以下「輸入許可」という。）及び法第 9 条第 3 項第 2 号に規定する農林水産大臣の許可（以下「利用許可」という。）</u>に関する手続（以下「大臣許可手続」という。）を齊一かつ円滑に実施するため、この要綱を定める。</p> <p data-bbox="159 791 239 823">（定義）</p> <p data-bbox="125 831 1106 975">第 2 この要綱において「輸入禁止品」とは、法第 7 条第 1 項各号の輸入禁止品であって<u>輸入許可を受けて輸入しようとするもの又は輸入したもの及び利用許可を受けて利用しようとするもの又は利用しているものをいい、その性質により別表 1 のとおり区分するものとする。</u></p> <p data-bbox="132 983 255 1015">2 （略）</p> <p data-bbox="132 1023 1106 1086">3 この要綱において規則第 6 条の 2 <u>各号に掲げる特別の用は、次のことをいうものとする。</u></p> <p data-bbox="147 1094 1106 1358">（1）<u>同条第 1 号に定められる「博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること」とは、国民の教育、科学及び文化の発展のため公目的で設置又は運営される機関（博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 11 条に基づき登録されている機関又はこれと同等水準にあると認められる機関をいう。）の専門施設で、学者、研究者、技術者等の専門知識を有する者により行われる輸入禁止品の展示、保存及び管理をいう。</u></p> <p data-bbox="147 1366 1106 1430">（2）<u>同条第 2 号に定められる「犯罪捜査のための証拠物として使用すること」とは、警察等の犯罪捜査機関の専門施設で、学者、研究者、技術者</u></p>	<p data-bbox="1218 331 1984 363">輸入禁止品に関する農林水産大臣の<u>輸入許可</u>手続実施要綱</p> <p data-bbox="1162 408 1243 440">（目的）</p> <p data-bbox="1128 448 2110 671">第 1 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）及び同法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）に基づき輸入禁止品を試験研究の用その他<u>省令</u>で定める特別の用（以下「試験研究等」という。）に供するため農林水産大臣の許可<u>を受けて輸入する場合の許可に関する手続</u>（以下「大臣許可手続」という。）を齊一かつ円滑に実施するため、この要綱を定める。</p> <p data-bbox="1162 791 1243 823">（定義）</p> <p data-bbox="1128 831 2110 935">第 2 この要綱において「輸入禁止品」とは、法第 7 条第 1 項各号の輸入禁止品であって<u>農林水産大臣の許可を受けて輸入しようとするもの又は輸入したものをいい、その性質により別表 1 のとおり区分するものとする。</u></p> <p data-bbox="1135 983 1258 1015">2 （略）</p> <p data-bbox="1128 1023 2110 1430">3 この要綱において規則第 6 条の 2 第 1 号に定められる「博物館、植物園その他の公共の施設において、標本として展示し、又は保管すること」とは、国民の教育、科学及び文化の発展のため公目的で設置又は運営される機関（博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。）<u>第 10 条に基づき登録されている機関又はこれと同等水準にあると認められる機関をいう。</u>）の専門施設で、学者、研究者、技術者等の専門知識を有する者により行われる輸入禁止品の展示、保存及び管理をいい、<u>規則第 6 条の 2 第 2 号に定められる「犯罪捜査のための証拠物として使用すること」とは、警察等の犯罪捜査機関の専門施設で、学者、研究者、技術者等の専門知識を有する者が犯罪捜査のため証拠物として輸入禁止品の使用、保存及び管理することをいい、同条第 3 号に定められる「ウリミバエの防除を行うことを目的とし</u></p>

等の専門知識を有する者が犯罪捜査のため証拠物として輸入禁止品を使用し、保存し、又は管理することをいう。

(3) 同条第3号に定められる「ウリミバエの防除を行うことを目的として、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供すること」とは、ウリミバエの侵入及びまん延の防止、根絶等を行うことを目的として、不妊化したウリミバエを防除事業に利用するため、防除機関（病虫害防除所及びこれと同程度に、ウリミバエの防除の業務を適切に行うために必要な施設、設備、器具その他の体制が整備されていると認められる機関をいう。以下同じ。）の専門施設において、専門知識を有する者がウリミバエを繁殖させることをいう。

(4) 同条第4号に定められる「法第4条第1項、法第8条及び法第10条の規定による検査に使用すること」とは、植物防疫所（植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。）において植物防疫官が行う有害動物又は有害植物（以下「有害動植物」という。）であることの疑いのある動植物等に係る立入検査、輸出入植物等の検査及び法第2条第4項の登録検査機関の施設で当該機関の検査員が行う輸出植物等の検査において輸入禁止品を使用し、保存し、又は管理することをいう。

(5) 同条第5号に定められる「法第16条の7の規定による調査に使用すること」とは、植物防疫所又は病虫害防除所等の施設において、植物防疫官又は病虫害防除所員等の専門知識を有する者が、侵入調査事業において侵入警戒有害動植物の調査のために使用し、保存し、又は管理することをいう。

(6) 同条第6号に定められる「法第16条の8の規定による通報を行うために使用すること」とは、病虫害防除所等の施設において、病虫害防除所員等の専門知識を有する者が、国内において発見された有害動植物が侵入警戒有害動植物であることを特定するために使用し、保存し、又は管理することをいう。

4 (略)

5 この要綱において「申請者」とは、輸入許可又は利用許可を農林水産大臣に申請しようとする者又は申請した者をいうものとする。

6 この要綱において「管理施設」とは、申請者が輸入禁止品を管理しようとする設備、施設若しくは場所（以下「施設等」という。）又は管理して

て、生殖を不能にされたウリミバエを生産するため、ウリミバエの繁殖の用に供すること」とは、ウリミバエの侵入及びまん延の防止、根絶等を行うことを目的として、不妊化したウリミバエを防除事業に利用するため、病虫害防除所等の防除機関（法第32条第1項の病虫害防除所及びこれと同程度に、ウリミバエの防除の業務を適切に行うために必要な施設、設備、器具その他の体制が整備されていると認められる機関をいう。以下「防除機関」という。）の専門施設において、専門知識を有する者がウリミバエを繁殖させることをいうものとする。

4 (略)

5 この要綱において「申請者」とは、法第7条第1項の但書の許可を農林水産大臣に申請した者をいうものとする。

6 この要綱において「管理場所」とは、輸入禁止品の分散防止の措置が講じられ、輸入禁止品を安全かつ適切に管理又は隔離することのできる設

いる施設等をいうものとする。

7 この要綱において「管理責任者」とは、規則第7条の2第5号に定める責任者をいうものとする。

8 この要綱において「標準許可条件」とは、法第7条第5項の規定に基づき、規則第7条第2項に定める輸入禁止品輸入許可指令書に付する輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件及び法第9条第6項において読み替えて準用する法第7条第5項の規定に基づき、規則第22条の2第2項に定める輸入禁止品利用許可指令書に付する譲渡し後の管理方法その他必要な条件並びに第20の4項により付する条件についての基準として、輸入禁止品及び試験研究等用途の類型に応じ、規則第8条第1項に掲げる事項、規則第22条の4第1項に掲げる事項等について植物防疫課長が別に定めるものをいう。

9 (略)

10 この要綱において「規則別表1の2に掲げる植物(栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。)」とは、規則別表1の2に掲げる植物のうち、栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されずに自然環境下で生育しているものをいうものとする。

11 この要綱において次のものは、規則別表1の2に掲げる植物(栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。)とみなす。

(1) 規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培の過程で行う必要がある検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験地下部」という。)

(2) 規則別表1の2の10の項、19の項及び21の項に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培の過程で行う必要がある検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの(以下「試験種子」という。)

(3) 規則別表1の2の1の項、2の項、7の項、11の項から18の項まで

備、施設又は場所をいうものとする。

7 この要綱において「管理責任者」とは、管理場所において輸入禁止品の分散防止の措置を講じ、輸入禁止品を安全かつ適切に管理又は隔離することができる専門知識及び技術並びに責任を有する者をいうものとする。

8 この要綱において「標準許可条件」とは、法第7条第3項の規定に基づき輸入禁止品輸入許可指令書に付する輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件についての基準として、輸入禁止品及び試験研究等の類型に応じ植物防疫課長が別に定めるものをいう。

9 (略)

10 この要綱において「植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)」とは、規則別表1の2に掲げる植物で同表に掲げる地域において栽培されずに自然環境下で生育しているものをいうものとする。

11 この要綱において次のものは、植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)とみなす。

(1) 規則別表1の2の3の項から9の項までに掲げる生植物の地下部であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの(以下「試験地下部」という。)

(2) 規則別表1の2の10の項、19の項及び21の項に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの(以下「試験種子」という。)

(3) 規則別表1の2の1の項、2の項、7の項、11の項から18の項まで

及び24の項に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培の過程で行う必要がある検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験生植物」という。）

12 （略）

13 この要綱において「指定微生物株保存機関」とは、試験研究等用途のための微生物株の保存及び公開分譲を目的として微生物株を収集又は管理することができる機関として消費・安全局長が指定するものをいう。

（輸入の目的）

第3 輸入の目的は、当該輸入禁止品が該当すると認められる別表1に掲げるグループごとに別表2のいずれかに該当すると認められるものでなければならぬ。

（削る。）

（管理施設）

第4 管理施設は、規則第7条の2で定める技術上の基準を満たす施設等でなければならない。なお、当該基準の詳細は別表3のとおりとする。

2 管理施設は、原則として、申請者の有する施設等又は申請者の所属する機関等の有する施設等に限るものとする。

3 申請者がその申請において前項に規定する施設等以外において管理したい旨申し出た場合であって、かつ、次の全てが満たされる場合においては、前項の規定にかかわらず、申し出た当該施設等を管理施設とすること

及び24の項に掲げる生植物であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供する少量のもの（以下「試験生植物」という。）

12 （略）

13 この要綱において「指定微生物株保存機関」とは、学術研究のための微生物株の保存及び公開分譲を目的として微生物株を収集又は管理することができる機関として農林水産省消費・安全局長が指定するものをいう。

（輸入の目的）

第3 輸入の目的は、当該輸入禁止品が該当すると認められる別表1に掲げる各グループごとに別表2のいずれかに該当すると認められるものであること。

（大臣許可を受けて輸入することができる輸入禁止品の制限）

第4 第2の13の指定微生物株保存機関が公開分譲を目的として農林水産大臣の許可を受けて輸入することができる輸入禁止品は、別表1に掲げるC1の（4）及びC2グループに該当する検査有害植物に限る。

2 博物館、植物園、動物園、水族館等の公共施設が規則第6条の2第1号に規定される用を目的として、又は警察等が規則第6条の2第2号に規定される用を目的として農林水産大臣の許可を受けて輸入することができる輸入禁止品は、別表1に掲げるA1、A2、B2、C2及びDグループに属するものに限る。

（管理場所）

第5 管理場所は、輸入禁止品の分散防止措置により、輸入禁止品を安全かつ適切に管理又は隔離することのできる設備、施設及び場所（以下「施設等」という。）でなければならない。

2 管理場所は、原則として、申請者の有する施設等又は申請者の所属する機関等の有する施設等に限るものとする。

3 別表1に掲げるA1、A2、B1の（1）、B1の（4）、B2、C1の（1）、C1の（4）、C2及びDグループに属する輸入禁止品については、申請者がその申請において2に規定する施設以外の施設等において

ができる。

(1)・(2) (略)  
(削る。)

(輸入許可申請)

第5 規則第7条の規定による輸入禁止品輸入許可申請書(規則第2号様式。以下「輸入許可申請書」という。)の提出は、原則として、その輸入予定日の40日前までに、申請者の住所地を管轄する植物防疫所を經由して農林水産大臣に対し行わせるものとする。

2 申請者の住所地又は管理施設の所在地を管轄する植物防疫所は、別表4の地域の欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の植物防疫所の欄に掲げるとおりとする。

3 法人が申請する場合は、別表5の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる者の氏名をその代表者として明記しなければならない。

(輸入許可申請の審査)

第6 第5により輸入許可申請書が提出されたときは、植物防疫所長(植物防疫事務所長を含む。以下同じ。)は、次の各号が満たされているかについて審査するものとする。

(1) 当該輸入許可申請書が、別表6に掲げる事項を遵守して記載されてい

管理したい旨申し出た場合であって、かつ、次の全てが満たされる場合にあつては、2の規定にかかわらず、申し出た当該施設等を管理場所とすることができる。

(1)・(2) (略)

4 規則別表2及び別表2の2に規定する検疫有害動植物については、原則として、植物防疫所長(植物防疫事務所長を含む。以下同じ。)が申請し、植物防疫所(植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)の施設において管理する場合に限り、大臣許可を受けて輸入することができる。

ただし、試験研究機関又は防除機関から申請があつた場合で、植物防疫所長と植物防疫課長の協議の結果、植物防疫に関する技術開発のため植物防疫所以外の試験研究機関において試験研究の用に供する必要があると認めたととき、又はウリミバエの防除事業を効果的・効率的に実施するため植物防疫所以外の防除機関においてウリミバエの繁殖の用に供する必要があると認めたとときは、この限りでない。

(輸入許可申請)

第6 規則第7条の規定による輸入禁止品の輸入許可に関する申請書(規則第2号様式。以下「申請書」という。)の提出は、原則として、その輸入予定日の40日前までに、申請者の住所地を管轄する植物防疫所を經由して農林水産大臣に対し行わせるものとする。

2 申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所は、別表3の地域の欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の植物防疫所の欄に掲げるとおりとする。

3 法人が申請する場合は、別表4の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる者の氏名をその代表者として明記しなければならない。

(申請の審査)

第7 第6により申請書が提出されたときは、植物防疫所長は、次の事項が満たされているかについて審査するものとする。

ア 当該申請書は、別表5に掲げる事項を遵守して記載されていること。

ること。

(2) 輸入禁止品の用途が試験研究等用途に該当し、その目的が第3に規定されるものであること。

(3) 申請者が、第5の3項に適合していること。

(4) 管理施設が、第4の規定に合致し、かつ、別表3の基準を満たしていること。

(5)・(6) (略)

2 植物防疫所長は、必要と認める場合には、管理施設が前項の(4)を満たしているかについての現地調査を行い、申請者又は管理責任者に必要事項を質問するものとする。

(輸入許可に関する通知)

第7 植物防疫所長は、第6の審査の結果輸入を許可することを適当と認めた場合は、当該輸入許可申請書の内容に応じ、規則第8条第1項に基づき輸入許可に付する条件を策定する。

2 植物防疫所長は、前項の条件を策定するに当たっては、標準許可条件に準拠するものとする。ただし、やむを得ず標準許可条件に準拠することができない場合は、植物防疫所長と植物防疫課長が協議し、標準許可条件を改定することにより対応する。

3 植物防疫所長は、規則第7条第2項に基づき、輸入許可証票(規則第3号様式)及び1項の条件を付した輸入禁止品輸入許可指令書(規則第3号の2様式)を交付する。

4 植物防疫所長は、第6の審査の結果輸入を許可することを適当と認めなかった場合は、理由を付して輸入を許可しない旨通知するものとする。

5 植物防疫所長は、3項の交付を行った場合、輸入港及び管理施設の所在地を管轄する植物防疫所長、支所長及び出張所長にその旨を通知する。

(輸入検査)

第8 植物防疫官は、輸入許可された輸入禁止品について、法第7条第4項の規定及び第7により輸入許可に付された条件に違反しないかどうかについて検査する。

イ 輸入禁止品が、第4の制限に反しないこと。

(新設)

ウ 管理場所が、第5の規定に合致し、かつ、別表6の基準を満たしていること。

エ・オ (略)

2 植物防疫所長は、必要と認める場合には、管理場所が別表6に定める基準を満たしているかについての現地調査を行い、申請者又は管理責任者に必要事項を質問するものとする。

(輸入許可に関する通知)

第8 植物防疫所長は、第7の審査の結果輸入を許可することを適当と認めた場合は、当該申請書及び規則第8条第1項に基づき許可の条件を策定する。

2 植物防疫所長は、前項の許可の条件を策定するに当たっては、標準許可条件に準拠するものとする。ただし、やむを得ず標準許可条件に準拠することができない場合は、植物防疫所長と植物防疫課長が協議し、標準許可条件を改定することにより対応する。

3 植物防疫所長は、1項及び2項の条件を付して輸入禁止品の輸入許可指令書(別記様式1の1)により輸入を許可する旨通知するとともに、規則第7条第2項の規定により許可したことを証する書面(規則第3号様式。以下「輸入許可証票」という。)を1梱当たり2通ずつ交付する。

4 植物防疫所長は、第7の審査の結果輸入を許可することを適当と認めなかった場合は、理由を付して輸入を許可しない旨通知するものとする。

5 植物防疫所長は、3項により輸入許可の通知を行った場合、輸入港及び管理場所を管轄する植物防疫所長にその旨を通知する。

(輸入検査)

第9 植物防疫官は、大臣許可手続により許可された輸入禁止品について法第7条第2項の規定及び第8により農林水産大臣が付した許可に関する条件に違反しないかどうかについて検査する。

ただし、試験地下部、試験種子又は試験生植物については、本項によるほか、「輸入種苗検査要綱」（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号。以下「種苗要綱」という。）第8に規定する検査を実施する。

- 2 植物防疫官は、第7により付された輸入許可条件において輸入時に植物防疫所で検査措置を行う必要がある場合は、当該条件に従って必要な措置を行う。
- 3 植物防疫官は、輸入検査の結果、第7により付された輸入許可条件に適合すると認められた場合は、規則第19条第2項により輸入認可証（規則第8号様式）を押印し、添付し又は交付するものとする。
- 4 植物防疫所長は、植物防疫官による輸入検査の結果、第7により付された輸入許可条件への違反が認められ、法第7条第6項の規定に基づき廃棄その他の必要な措置を命ずることが適当と認められる場合においては、当該措置を命ずる手続を行うこととし、輸入禁止品廃棄等命令書（規則第3号の3様式）により、同項の規定に基づき輸入許可を取り消すことが適当と認められる場合においては、当該取消手続を行うこととし、輸入禁止品輸入許可指令書（取消）（別記様式1の3）により、その旨を通知するものとする。なお、植物防疫官は、上記の必要な措置が命じられた輸入禁止品について、当該措置の実施に立ち会うものとする。

（輸入禁止品の到着報告）

第9 管理施設の所在地を管轄する植物防疫所長、支所長及び出張所長は、第8の検査を受けて輸入を認められた輸入禁止品が管理施設に到着した場合、又は第14により管理施設の変更若しくは追加を認められた輸入禁止品が変更若しくは追加された管理施設に到着した場合、遅滞なく、管理責任者に輸入禁止品到着報告書（別記様式2）を提出させるものとする。

（管理状況の報告）

第10 輸入禁止品の管理利用状況の報告のための輸入禁止品管理（利用・完了）状況報告書（別記様式3の1又は別記様式3の3）の提出は、毎年1回3月末までに、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

ただし、試験種子については、当該植物の生育期の状況を記載した輸入

ただし、試験地下部、試験種子又は試験生植物については、本項によるほか、「輸入種苗検査要綱」（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号。以下「種苗要綱」という。）第8に規定する検査を実施する。

- 2 植物防疫官は、第8の農林水産大臣が付した許可条件において輸入時に植物防疫所で検査措置を行う必要がある場合は、当該条件にしたがって必要な措置を行う。
- 3 植物防疫官は、輸入検査の結果、第8の農林水産大臣が付した許可条件に適合すると認められた場合は、規則第19条第2項により輸入認可証（規則第8号様式）を押印し、添付し又は交付するものとする。
- 4 植物防疫官は、輸入検査の結果、第8の農林水産大臣が付した許可条件に違反すると認められた場合は、法第9条第3項の規定に基づきこれを廃棄する。

（輸入禁止品の到着報告）

第10 管理場所を管轄する植物防疫所長は、第9の検査を受けて輸入を認められた輸入禁止品が管理場所に到着した場合、遅滞なく、管理責任者に輸入禁止品到着報告書（別記様式2）を提出させるものとする。

（管理状況の報告）

第11 輸入禁止品管理（利用・完了）状況報告書（別記様式3の1又は別記様式3の3）の提出は、毎年1回3月末までに、管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

ただし、試験種子については、当該植物の生育期の状況を記載した輸入禁止品管理（利用）状況報告書（別記様式3の2）を開花期までに、管理

禁止品管理（利用）状況報告書（別記様式3の2）を開花期までに、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

（管理状況の調査）

第11 植物防疫所長は、前項の報告に基づき必要と認める場合には、原則として毎年3月末までに1回以上（試験種子にあつては、生育最盛期を含む1回以上）管理施設における実地調査を行うものとする。

2 前項の調査は、次の各号について実施するものとする。

（1）～（5） （略）

3 植物防疫所長は、前項の調査の結果、第7により付された輸入許可条件への違反が認められた場合においては、次の各号のいずれかの対応を行うものとする。

（1）当該申請者に対し輸入許可条件の遵守指導等管理方法の是正の指導を行うものとする。

（2）法第7条第6項の規定に基づき廃棄その他の必要な措置を命ずることが適当と認められるときは、当該措置を命ずる手続を行うこととし、輸入禁止品廃棄等命令書（規則第3号の3様式）により、その旨を通知するものとする。なお、植物防疫官は、当該措置の実施に立ち会うものとする。

（3）法第7条第6項の規定に基づき輸入許可を取り消すことが適当と認められるときは、当該取消手続を行うこととし、輸入禁止品輸入許可指令書（取消）（別記様式1の3）により、その旨を通知するものとする。

（削る。）

（試験研究等の完了に関する実地調査）

第12 輸入許可を受けた者から輸入禁止品の試験研究等を完了したい旨の通知を受けた管理施設の所在地を管轄する植物防疫所長、支所長及び出張所長は、速やかに当該輸入禁止品の管理の完了状況について第11の2項に準じて必要な事項を実地調査するものとする。

場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

（管理状況の調査）

第12 植物防疫所長は、前項の報告に基づき必要と認める場合には、原則として毎年3月末までに1回以上（試験種子にあつては、生育最盛期を含む1回以上）管理場所における実地調査を行うものとする。

2 前項の調査は、次の事項について実施するとともに、その結果を確認するものとする。

（1）～（5） （略）

3 植物防疫所長は、前項の調査の結果、輸入禁止品の管理状況が許可条件に違反するおそれがあると認める場合は、当該申請者に対し許可条件の遵守指導等管理方法の是正の指導、許可条件の変更、許可の取消、輸入禁止品の一部又は全部の廃棄等を含む適切な措置をとるものとする。

4 植物防疫官は、法第9条第3項の規定に基づき、農林水産大臣の許可条件に違反した輸入禁止品を廃棄する。

（試験研究等の完了に関する実地調査）

第13 農林水産大臣の許可を受けた者から輸入禁止品の試験研究等を完了したい旨通知を受けた管理場所を管轄する植物防疫所長は、速やかに当該輸入禁止品の管理の完了状況について第12の2に準じて必要な事項を実地調査するものとする。

(試験研究等の完了の報告)

第13 前項の輸入禁止品の管理の完了状況について実地調査を受けた後、輸入禁止品管理(利用・完了)状況報告書(別記様式3の1又は別記様式3の3)の提出は、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

(輸入許可条件の一部変更)

第14 規則第8条第2項の規定による輸入許可条件の一部変更の申請を行う場合の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願(別記様式4の1。以下「条件変更願」という。)の提出は、第5を準用する。

2 (略)

3 1項の条件変更願が管理施設の変更又は追加に関するものである場合、当該申請の審査は、第6を準用する。

4 前項の場合であって、変更又は追加しようとする管理施設が申請者又は申請者の所属する機関の有する施設等以外である場合、植物防疫所長は、前項の審査の結果、当該申請が次の各号の全ての要件を満たすと認めたときにあつては、第4の2項の規定にかかわらず、管理施設の変更又は追加を認めることができる。

(1) 第4の3項の(1)の場合又は申請者が退職、転勤等により当該輸入許可指令書に係る管理施設の所属機関以外に移動し、新たな所属機関で引き続き試験研究等を実施する必要がある場合

(2) 第4の3項の(2)の場合

5 植物防疫所長は、審査の結果、輸入許可条件の変更事由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認める場合は、当該申請に係る輸入許可条件の一部を変更する輸入禁止品輸入許可指令書(一部変更)(別記様式1の1又は別記様式1の2)を申請者に交付する。

6 植物防疫所長は、前項により輸入許可条件を一部変更した場合、第7の5項に準じて関係する管理施設の所在地を管轄する植物防疫所長、支所長及び出張所長に通知する。

(申請者の名義、所属等の変更届)

(試験研究等の完了の報告)

第14 前項の輸入禁止品の管理の完了状況について実地調査を受けた後、輸入禁止品管理(利用・完了)状況報告書(別記様式3の1又は別記様式3の3)の提出は、管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

(輸入許可条件の一部変更)

第15 規則第8条第2項の規定による許可条件の一部変更を行う場合の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願(別記様式4の1。以下「条件変更願」という。)の提出は、第6の1項を準用する。

2 (略)

3 1項の条件変更願が管理場所の変更又は追加に関するものである場合、第6の2項及び3項を準用し、当該申請の審査は、第7を準用する。

4 1項の条件変更願が申請者の有する施設等又は申請者の所属する機関の有する施設等以外の管理場所への変更又は追加を行う場合、植物防疫所長は、3項の審査の結果、当該申請が次の各号のすべての要件を満たすと認めたときに限り、5項により輸入許可指令書の発給を行うものとする。

(1) 第5の3(1)の場合又は申請者が退職、転勤等により当該許可指令書に係る管理場所の所属機関以外に移動し、新たな所属機関で引き続き試験研究等を実施する必要がある場合

(2) 第5の3(2)の場合

5 植物防疫所長は、審査の結果、許可条件の変更事由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認める場合は、当該申請に係る許可条件の一部を変更する輸入許可指令書(別記様式1の2又は別記様式1の3)を発給し、申請者に通知する。

6 植物防疫所長は、5項により許可条件を一部変更した場合、第8の5に準じて関係する管理場所を管轄する植物防疫所長に通知する。

(申請者の名義、所属等の変更届)

第 15 第 7 の 3 項により輸入許可を受けた申請者、管理責任者及び管理施設に関して、申請者の所属する機関における人事異動及び組織改編、住居表示等の変更により申請者の名義、管理責任者の役職名、管理施設の呼称等の変更が必要である場合の輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届（別記様式 5）の提出は、名義等の変更の必要が生じた日から 2 週間以内に、申請者の住所地又は管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

2 第 7 の 3 項により輸入許可を受けた申請者が、許可を受けた管理施設以外の機関に転職、転勤等し、新たな所属機関で引き続き輸入許可を受けた輸入禁止品を使用し試験研究等を実施するため、申し出の場合の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願（別記様式 4 の 1）及び輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届（別記様式 5）の提出は、申出の必要が生じた日から 2 週間以内に、申請者の住所地又は管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

3 植物防疫所長は、1 項及び 2 項による届出がなされた場合は、その理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認めるときは、当該輸入許可指令書の当該事項を届出された名義等に読み替えるものとする。

なお、前項の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願の取扱いは、第 14 に準ずる。

（輸入又は試験研究等の中止）

第 16 輸入許可を受けた輸入禁止品の輸入又は当該輸入禁止品を使用した試験研究等を中止する場合の輸入禁止品（輸入・試験）中止届（別記様式 6）の提出は、中止決定後、遅滞なく、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。ただし、輸入禁止品の輸入を中止する場合は、第 7 の 3 項により交付された輸入許可証票を返納させるものとする。

また、輸入許可を受けた輸入禁止品が、管理施設に到着した後、試験研究等の中止を届け出る場合は、第 12 及び第 13を準用する。

第 16 第 8 の 3 により許可を受けた申請者、管理責任者及び管理場所に関して、申請者の所属する機関における人事異動及び組織改編、住居表示等の変更により申請者の名義、管理責任者の役職名、管理場所の呼称等の変更が必要である場合の輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届（別記様式 5）の提出は、名義変更の必要が生じた日から 2 週間以内に、申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

2 第 8 の 3 により許可を受けた申請者が、許可を受けた管理場所以外の機関に転職、転勤等し、新たな所属機関で引き続き輸入許可を受けた輸入禁止品を使用し試験研究等を実施するため、申し出の場合の輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願（別記様式 4 の 1）及び輸入禁止品輸入許可申請者の名義所属等変更届（別記様式 5）の提出は、申出の必要が生じた日から 2 週間以内に、申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

ただし、本項の届出は、輸入許可を受けた輸入禁止品が別表 1 に掲げる A 3、B 1 の (2)、B 1 の (3)、C 1 の (2) グループ及び C 1 の (3) グループ以外である場合に限り、なし得るものとする。

3 植物防疫所長は、1 項及び 2 項による届出がなされた場合は、その理由が正当であり、かつ、やむを得ないものと認めるときは、当該輸入許可指令書の当該事項を届出された名義及び機関名に読み替えるものとする。

ただし、輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願が提出された場合は、第 15 に準ずる。

（輸入又は試験研究等の中止）

第 17 農林水産大臣の輸入許可を受けた輸入禁止品の輸入又は当該輸入禁止品を使用した試験研究等を中止する場合の輸入禁止品（輸入・試験）中止届（別記様式 6）の提出は、中止決定後、遅滞なく、管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。ただし、輸入禁止品の輸入を中止する場合は、第 8 の 3 により発給された輸入許可証票を返納させるものとする。

また、許可を受けた輸入禁止品が、管理場所に到着した後、試験研究等の中止を届け出る場合は、第 13 及び第 14を準用する。

2 植物防疫所長は、前項の届出を認めた場合は、当該輸入禁止品の輸入港及び管理施設の所在地を管轄する植物防疫所長、支所長及び出張所長に対し、その旨を通知する。

(輸入許可の取消し)

第 17 植物防疫所長は、法第 7 条第 6 項の規定により輸入許可が取り消された場合は、輸入禁止品輸入許可指令書（取消）（別記様式 1 の 3）によりその旨を通知する。

(輸入禁止品から分離又は生成された微生物、動物、植物等の輸入許可条件の解除)

第 18 輸入許可を受けて輸入された輸入禁止品に関する試験研究等の結果、当該輸入禁止品から分離又は生成されたもの（以下「許可条件解除対象物」という。）について許可条件を解除することを求める場合の申請書の提出は、輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願（別記様式 4 の 2）により、根拠の資料を添付して申請者の住所地又は管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

2～4 (略)

5 植物防疫所長は、前項に基づき、許可条件解除対象物の輸入許可条件を解除する場合、輸入禁止品輸入許可指令書（解除）（別記様式 1 の 4）により申請者に通知する。

6 植物防疫所長は、4 項に基づき、許可条件解除対象物について輸入許可条件を解除することを適当と認めなかった場合は、理由を付して輸入許可条件を解除しない旨を通知する。

(輸入許可状況の報告)

第 19 植物防疫所長は、毎年の輸入禁止品輸入許可状況に関する報告を翌年 3 月までに、植物防疫課長に報告するものとし、その様式は輸入禁止品輸入許可状況報告書（別記様式 7）によるものとする。

(指定微生物株保存機関からの譲受け)

第 20 指定微生物株保存機関において公開分譲を目的として輸入許可を受

2 植物防疫所長は、前項の届出を認めた場合は、当該輸入禁止品の輸入港及び管理場所を管轄する植物防疫所長に対し、その旨を通知する。

(輸入許可の取消)

第 18 植物防疫所長は、第 12 の 3 により許可を取消す場合は、輸入許可指令書（別記様式 1 の 4）により通知する。

(輸入禁止品から分離又は生成された微生物、動物、植物等の輸入許可条件の解除)

第 19 大臣の許可手続により輸入された輸入禁止品に関する試験研究等の結果、当該輸入禁止品から分離又は生成された動物、植物（以下「許可条件解除対象物」という。）を許可条件から解除することを求める場合の申請書の提出は、別記様式 4 の 2 により、根拠の資料を添付して申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

2～4 (略)

5 植物防疫所長は、別記様式 1 の 5 により、前項の結果について申請者に通知する。

(新設)

(輸入許可状況の報告)

第 20 植物防疫所長は、毎年の輸入禁止品輸入状況に関する報告を翌年 3 月までに、植物防疫課長を経由して、農林水産大臣あて報告するものとし、その様式は別記様式 7 によるものとする。

(指定微生物株保存機関からの譲受け)

第 21 指定微生物株保存機関において、試験研究のための保存及び公開分

けて管理されている検疫有害植物（以下「検疫有害菌」という。）について、これを譲り受けようとする場合、検疫有害菌譲受許可申請書（別記様式8）の提出は、譲受け後の管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。なお、この譲受許可手続に当たっては、第3、第4及び第5を準用する。

(削る。)

2 前項の申請書が提出されたときは、植物防疫所長は、次の各号が満たされているかについて審査するものとする。

(1) 当該申請書が、別表10に掲げる事項を遵守して記載されていること。

(2) 検疫有害菌の用途が試験研究等用途に該当すること。また、その目的については第3を準用する。

(3) 譲受けを申請した者（以下「譲受申請者」という。）が、第5の3項に適合すること。

(4) 管理施設が第4の規定に合致し、かつ、別表3の基準を満たしていること。

(5) 管理責任者が、別表7の基準を満たしていること。

3 前項の審査については、第6の2項の規定を準用する。

4 植物防疫所長は、2項の審査の結果、譲受けを許可することを適当と認めた場合は、第7の1項及び2項を準用し、許可に付する条件を策定する。

5 植物防疫所長は、前項の場合、譲受申請者に対し、前項の条件を付した検疫有害菌譲受許可書（別記様式9の1）を交付する。

6 植物防疫所長は、2項の審査の結果、譲受けを許可することを適当と認めなかった場合は、理由を付して譲受けを許可しない旨を通知するものとする。

7 植物防疫所長は、5項の譲受許可書を交付した場合は、当該譲受申請者の管理施設の所在地を管轄する植物防疫所長、支所長及び出張所長に、その旨を通知する。

8 指定微生物株保存機関が管理している検疫有害菌を5項による譲受許

譲を目的として、第8の3により農林水産大臣の許可を受けて保管及び管理されている検疫有害植物（以下「検疫有害菌」という。）について、これを譲受けようとする場合、輸入検疫有害菌譲受許可申請書（別記様式8）の提出は、譲受け後の管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。

2 前項の譲受対象となる検疫有害菌は、別表1に掲げるC1の(4)及びC2グループに該当する検疫有害菌に限る。

3 1項の申請書が提出されたときは、植物防疫所長は、次の事項が満たされているかについて確認するものとする。

ア 当該申請書は、別表10に掲げる事項を遵守して記載されていること。

イ 当該検疫有害菌は、試験研究のための保存及び公開分譲を目的として第8の3により輸入許可を受け保存及び管理されている別表1のC1の(4)及びC2グループに該当する検疫有害菌であること。

ウ 譲受けの目的は、試験研究の用であること。

(新設)

(新設)

4 第7の2の規定は、管理場所について準用する。

(新設)

5 植物防疫所長は、前項の結果、譲受けを認めた場合は、譲受けを申請した者（以下「譲受申請者」という。）に対し輸入検疫有害菌譲受許可書（別記様式9の1）を発給する。

(新設)

6 植物防疫所長は、前項の許可書を発給した場合は、当該譲受申請者の管理場所を管轄する植物防疫所長に、その旨を通知し、以後の事務手続を移管する。

7 1項により申請され、かつ、5項による許可を受けた検疫有害菌を管理

可を受けた譲受申請者の管理施設に発送した場合、遅滞なく、当該機関の管理責任者に検疫有害菌譲渡報告書（別記様式 10）を当該機関の管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し提出させるものとする。

9 5 項による譲受許可を受けた検疫有害菌が譲受申請者の管理施設に到着した場合、又は 15 項により管理施設の変更若しくは追加を認められた検疫有害菌が変更若しくは追加された管理施設に到着した場合、遅滞なく、管理責任者に譲受検疫有害菌到着報告書（別記様式 11）を当該管理施設の所在地を管轄する植物防疫所長、支所長及び出張所長に対し提出させるものとする。

10 検疫有害菌の管理利用状況の報告のための検疫有害菌管理（利用・完了）状況報告書（別記様式 12）の提出は、毎年 3 月末までに 1 回、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。

11 植物防疫所長は、前項の報告に基づき必要と認める場合は、原則として毎年 3 月末までに、1 回以上譲受申請者の管理施設における実地調査を行うものとする。この調査については、第 11 の 2 項を準用する。

12 植物防疫所長は、前項の調査の結果、5 項により付された譲受許可条件への違反が認められた場合においては、次の各号のいずれかの対応を行うものとする。

(1) 当該申請者に対し譲受許可条件の遵守指導等管理方法の是正の指導を行うものとする。

(2) 廃棄その他の必要な措置を命じたときは、検疫有害菌廃棄等命令書（別記様式 16）により、その旨を通知するものとする。なお、植物防疫官は、当該措置の実施に立ち会うものとする。

(3) 譲受許可を取り消したときは、検疫有害菌譲受許可書（取消）（別記様式 9 の 5）により、その旨を通知するものとする。

13 譲受けを許可された検疫有害菌に関する試験研究等が完了される場合は、第 12 及び第 13 に準じて取り扱うものとする。

14 検疫有害菌譲受許可書に付した譲受許可条件の一部変更の申請を行う場合、検疫有害菌譲受許可条件の一部変更願（別記様式 13 の 1）及び検疫有害菌譲受許可条件の一部変更願（解除）（別記様式 13 の 2）の提出

場所に発送した場合、輸入検疫有害菌譲渡報告書（別記様式 10）の提出は、発送後遅滞なく管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。

8 1 項により申請され、かつ、5 項による許可を受けた検疫有害菌が管理場所に到着した場合、譲受輸入検疫有害菌到着報告書（別記様式 11）の提出は、到着後、遅滞なく管理場所を管轄する植物防疫所長に対し行わせるものとする。

9 毎年、3 月末までに輸入検疫有害菌管理（利用・完了）状況報告書（別記様式 12）の提出は、管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。

10 植物防疫所長は、前項の報告に基づき必要と認める場合は、原則として毎年 3 月末までに、1 回以上譲受申請者の管理場所における実地調査を行うものとする。

11 9 項及び 10 項の結果、植物防疫所長は検疫有害菌の管理状況が許可条件に違反するおそれがあると認める場合は、第 12 の 3 に準じて取扱うものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

12 前項の結果、植物防疫官は、許可条件に違反した輸入禁止品がある場合は、第 12 の 4 に準じて取扱うものとする。

13 輸入検疫有害菌譲受許可書に付した許可条件の一部を変更するため、輸入検疫有害菌譲受許可条件の一部変更願（別記様式 13）の提出は、管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせる

は、原則として、その変更予定日の40日前までに、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。

15 前項の場合の審査及び検疫有害菌譲受許可書（一部変更）（別記様式9の2及び別記様式9の4）の交付は第14に準ずる。ただし、前項の申請が譲受許可条件の解除を求める場合の審査は第18に準じ、交付する様式は、検疫有害菌譲受許可書（解除）（別記様式9の3）とする。

16 5項により譲受許可を受けた譲受申請者、管理責任者及び管理施設に関して、譲受申請者の所属する機関における人事異動及び組織改編、住居表示等の変更により譲受申請者の名義、管理責任者の役職名、管理施設の呼称等の変更が必要である場合の検疫有害菌譲受許可申請者の名義所属等変更届（別記様式14）の提出、並びに、当該譲受申請者が、譲受許可を受けた管理施設以外の機関に転職、転勤等し、新たな所属機関で引き続き譲受許可を受けた検疫有害菌を使用し試験研究等を実施するため、申し出る場合の検疫有害菌譲受許可条件の一部変更願（別記様式13の1）及び検疫有害菌譲受許可条件の一部変更願（解除）（別記様式13の2）並びに検疫有害菌譲受許可申請者の名義所属等変更届（別記様式14）の提出は、譲受申請者の住所地又は管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせ、その取扱いは第15を準用するものとする。

17 譲受けを許可された検疫有害菌の譲受け又は試験研究を中止する場合の輸入検疫有害菌（譲受・試験）中止届（別記様式15）の提出は、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。また、譲受けを許可された検疫有害菌が管理施設に到着した後、試験研究等の中止を届け出る場合は、第12及び第13に準じて取り扱うものとする。

(削る。)

18 植物防疫所長は、譲受許可を取り消す場合は、検疫有害菌譲受許可書（取消）（別記様式9の5）により通知するものとする。

19 植物防疫所長は、毎年、検疫有害菌譲受許可状況に関する報告を翌年3月までに、植物防疫課長に報告するものとし、その様式は検疫有害菌譲

ものとする。

14 前項の場合の審査は4項に、輸入検疫有害菌譲受許可書（一部変更）（別記様式9の2及び別記様式9の3）の発給は5項に、事務手続の移管は6項に準ずる。

15 譲受申請者の人事異動による名義又は所属機関を変更する場合及び組織の改編による管理場所の名称を変更する場合、輸入検疫有害菌譲受許可申請者の名義所属等変更届（別記様式14）の提出は、申請者の住所地又は管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。

16 譲受けを許可された検疫有害菌の譲受け又は試験研究を中止する場合の輸入検疫有害菌（移動・試験）中止届（別記様式15）の提出は、管理場所を管轄する植物防疫所を経由して、植物防疫所長に対し行わせるものとする。

17 許可された検疫有害菌に関する試験研究等を完了する場合は、第13及び第14に準じて取り扱うものとする。

18 植物防疫所長は、許可を取り消す場合は、別記様式9の4により通知するものとする。

(新設)

受許可状況報告書（別記様式 17）によるものとする。

（輸入検査で発見された輸入禁止品の利用）

第 21 法第 7 条第 1 項の規定に違反して輸入された輸入禁止品について、試験研究等用途のために利用許可を受けようとする場合、輸入禁止品利用許可申請書（規則第 11 号の 2 様式）の提出は、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。なお、この利用許可手続に当たっては、第 3、第 4 及び第 5 を準用する。

（新設）

2 前項の申請書が提出されたときは、植物防疫所長は、次の各号が満たされているかについて審査するものとする。

（1）当該申請書が、別表 11 に掲げる事項を遵守して記載されていること。

（2）当該輸入禁止品の用途が、試験研究等用途に該当すること。また、その目的については第 3 を準用する。

（3）申請者が、法第 9 条第 4 項に規定される者に該当しないことのほか、第 5 の 3 項に適合すること。

（4）管理施設が第 4 の規定に合致し、かつ、別表 3 の基準を満たしていること。

（5）管理責任者が、別表 7 の基準を満たしていること。

3 前項の審査については、第 6 の 2 項の規定を準用する。

4 植物防疫所長は、2 項の審査の結果、利用を許可することを適当と認められた場合は、第 7 の 1 項及び 2 項を準用し、利用許可に付する条件を策定する。

5 植物防疫所長は、前項の場合、申請者に対し、前項の条件を付した輸入禁止品利用許可指令書（規則第 11 号の 3 様式）を交付するものとする。

6 植物防疫所長は、2 項の審査の結果、利用を許可することを適当と認めなかった場合は、理由を付して利用を許可しない旨を通知するものとする。

7 植物防疫所長は、5 項の利用許可を交付した場合は、当該申請者の管理施設の所在地を管轄する植物防疫所長、支所長及び出張所長を含む全ての植物防疫所長、支所長及び出張所長に、その旨を通知する。

8 管理施設の所在地を管轄する植物防疫所長、支所長及び出張所長は、5 項による利用許可を受けた輸入禁止品が管理施設に到着した場合、又は

15 項により管理施設の変更若しくは追加を認められた輸入禁止品が変更若しくは追加された管理施設に到着した場合、遅延なく、管理責任者に輸入禁止品到着報告書（別記様式 2）を提出させるものとする。

9 輸入禁止品の管理利用状況の報告のための輸入禁止品管理（利用・完了）状況報告書（別記様式 3 の 1）の提出は、毎年 3 月末までに 1 回、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を經由して農林水産大臣に対し行わせるものとする。

10 植物防疫所長は、前項の報告に基づき必要と認める場合は、原則として毎年 3 月末までに、1 回以上申請者の管理施設における実地調査を行うものとする。この調査は、第 11 の 2 項を準用する。

11 植物防疫所長は、前項の調査の結果、5 項により付された利用許可条件への違反が認められた場合においては、第 11 の 3 項に準じて取り扱うものとし、植物防疫官の立会いについても同様とする。ただし、利用許可の取消手続を行う場合の通知は、輸入禁止品利用許可指令書（取消）（別記様式 19 の 3）によるものとする。

12 利用を許可された輸入禁止品に関する試験研究等が完了される場合は、第 12 及び第 13 に準じて取り扱うものとする。

13 輸入禁止品利用許可指令書に付した利用許可条件の一部変更の申請を行う場合、輸入禁止品利用許可条件の一部変更願（別記様式 18 の 1 又は別記様式 18 の 2）の提出は、原則として、その変更予定日の 40 日前までに、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を經由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。

14 前項の場合の審査及び輸入禁止品利用許可指令書（一部変更）（別記様式 19 の 1 及び別記様式 19 の 2）の交付は第 14 に準ずる。ただし、前項の申請が利用許可条件の解除を求める場合の審査は第 18 に準じ、交付する様式は、輸入禁止品利用許可指令書（解除）（別記様式 19 の 3）とする。

15 5 項により利用許可を受けた申請者、管理責任者及び管理施設に関して、申請者の所属する機関における人事異動及び組織改編、住居表示等の変更により申請者の名義、管理責任者の役職名、管理施設の呼称等の変更が必要である場合の輸入禁止品利用許可申請者の名義所属等変更届（別記様式 20）の提出、並びに、同申請者が、許可を受けた管理施設以外の

機関に転職、転勤等し、新たな所属機関で引き続き利用許可を受けた輸入禁止品を使用し試験研究等を実施するため、申し出る場合の輸入禁止品利用許可条件の一部変更願（別記様式 18 の 1）及び輸入禁止品利用許可申請者の名義所属等変更届（別記様式 20）の提出は、申請者の住所地又は管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせ、その取扱いは第 15 を準用するものとする。

16 利用を許可された輸入禁止品の譲受け又は試験研究等を中止する場合の輸入禁止品（利用・管理）中止届（別記様式 21）の提出は、管理施設の所在地を管轄する植物防疫所を経由して、農林水産大臣に対し行わせるものとする。また、利用を許可された輸入禁止品が管理施設に到着した後、試験研究等の中止を届け出る場合は、第 13 及び第 14 に準じて取り扱うものとする。

17 植物防疫所長は、法第 7 条第 6 項の規定により利用許可が取り消された場合は、輸入禁止品利用許可指令書（取消）（別記様式 19 の 4）によりその旨を通知する。

18 植物防疫所長は、毎年の輸入禁止品利用許可状況に関する報告を翌年 3 月までに、植物防疫課長に報告するものとし、その様式は輸入禁止品利用許可状況報告書（別記様式 22）によるものとする。

別表 1（第 2 の 1 項及び第 3 関係）

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名	輸入禁止の対象
A	<p>(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであって同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）、規則別表 2 に掲げる植物及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物（同表に掲げる基準に適合しているものを除く。）</p> <p>(2) 「植物防疫法施行規則別表 1 の第 1 の 2 の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第 2 の 2 の項の農林水産</p>

別表 1（第 2 の 1、第 3、第 4、第 5 の 3、第 16 の 2、第 21 の 2 及び 3 関係）

輸入禁止品の区分

輸入禁止品のグループ名		輸入禁止の対象
大区分	小区分	
A	1	<p>(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる植物（同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。）、規則別表 2 に掲げる植物及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないもののうち規則第 14 条に規定するもの</p> <p>(2) 規則別表 1 の 2 の 3 の項から 9 の項までに掲げる生植物の地下部並びに 1 の項、2 の項、11 の項</p>

	<p><u>大臣が指定する有害植物</u>（平成 23 年 3 月 7 日農林水産省告示第 542 号。以下「<u>大臣が指定する有害動植物</u>」という。）の 2 の表の 1 の項の（4）の寄生植物</p>
B	<p><u>(1) 規則別表 1 の第 1 の 1 の項の（1）の節足動物及び大臣が指定する有害動植物の 1 の表の 1 の項の（1）の節足動物（同表の 2 の項の（1）の節足動物を除く。）</u></p> <p><u>(2) 規則別表 1 の第 1 の 1 の項の（2）の線虫及び大臣が指定する有害動植物の 1 の表の 1 の項の（2）の線虫（同表の 2 の項の（2）の線虫を除く。）</u></p> <p><u>(3) 規則別表 1 の第 1 の 1 の項の（3）のその他無脊椎動物及び大臣が指定する有害動植物の 1 の表の 1 の項の（3）のその他無脊椎動物（同表の 2 の項の（3）のその他無脊椎動物を除く。）</u></p>
C	<p><u>(1) 規則別表 1 の第 2 の 1 の項の（1）の真菌及び粘菌並びに大臣が指定する有害動植物の 2 の表の 1 の項の（1）の真菌及び粘菌（同表の 2 の項の（1）の真菌及び粘菌を除く。）</u></p>

		<p><u>から 18 の項まで及び 24 の項に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するものうち規則第 14 条に規定するもの</u></p>
	<u>2</u>	<p><u>(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる植物（同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。）、規則別表 2 に掲げる植物及び規則別表 2 の 2 に掲げる植物であって同表の基準に適合しないものうち 1 以外のもの</u></p> <p><u>(2) 規則別表 1 の 2 の 3 の項から 9 の項までに掲げる生植物の地下部並びに 1 の項、2 の項及び 11 の項から 18 の項及び 24 の項に掲げる生植物であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究の用途に供するものうち 1 以外のもの</u></p>
	<u>3</u>	<p><u>規則別表 1 の 2 の 10 の項、19 の項及び 21 の項までに掲げる種子であってこれらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供するもの</u></p>
B	<u>1</u>	<p><u>(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる検疫有害動物（栽培地検査要求対象検疫有害動物）</u></p> <p><u>(2) 規則別表 2 に掲げる検疫有害動物（輸入禁止対象検疫有害動物）</u></p> <p><u>(3) 規則別表 2 の 2 に掲げる検疫有害動物</u></p> <p><u>(4) 我が国未発生の検疫有害動物であって、規則別表 1 の 2、別表 2 及び別表 2 の 2 に掲げる検疫有害動物に次いでその侵入を警戒しているもの</u></p> <p><u>(5) 我が国未発生の検疫有害動物であって、試験を実施するに当たって、分散防止の管理が非常に難しいもの</u></p>
	<u>2</u>	<p><u>1 以外の検疫有害動物</u></p>
C	<u>1</u>	<p><u>(1) 規則別表 1 の 2 に掲げる検疫有害植物（栽培地検査要求対象検疫有害植物）</u></p> <p><u>(2) 規則別表 2 に掲げる検疫有害植物（輸入禁止対象検疫有害植物）</u></p>

	<p>(2) 規則別表1の第2の1の項の(2)の細菌及び大臣が指定する有害動植物の2の表の1の項の(2)の細菌(同表の2の項の(2)の細菌を除く。)</p> <p>(3) 規則別表1の第2の1の項の(3)のウイルス(ウイロイドを含む。)及び大臣が指定する有害動植物の2の表の1の項の(3)のウイルス(ウイロイドを含む。)(同表の2の項の(3)のウイルスを除く。)</p> <p>(4) 規則別表1の第2の1の項の(4)のその他植物病の病原体</p>
D	土又は土の付着する植物

備考 (略)

	<p>(3) 規則別表2の2に掲げる検疫有害植物</p> <p>(4) 我が国未発生の検疫有害植物であって、規則別表1の2、別表2及び別表2の2に掲げる検疫有害植物に次いでその侵入を警戒しているもの</p> <p>(5) 我が国未発生の検疫有害植物であって、試験を実施するに当たって、分散防止の管理が非常に難しいもの</p>
	2
	1以外の検疫有害植物
D	土又は土の付着する植物(Aグループに含まれるものを除く。)

備考 (略)

別表3 (第4の1項、第6の1項、第20の2項及び第21の2項関係)

管理施設の基準の詳細

輸入禁止品のグループ名	施設等の具備すべき条件
A及びD	<p>(1) 輸入禁止品の保管及び試験研究等に使用する施設等は、天井、壁及び床が、輸入禁止品及びこれに付着する検疫有害動植物が分散しない構造であって、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。</p> <p>(2) 輸入禁止品の保管及び展示には、輸入禁止品の種類に応じて、輸入禁止品及びこれに付着する検疫有害動植物が散逸しない構造の専用容器(以下「密閉型容器」という。)を使用すること。</p> <p>(3) オートクレーブ等の殺虫・殺菌設備が備えられていること。</p> <p>(4) 輸入禁止品を栽培する場合、他の植物から隔離できる人工気象器等の設備又は温室であること。</p> <p>(5) 輸入禁止品の栽培時に水が流出する場合、当該輸入禁止品をポット栽培し、流出した水を全て回収できる設備が備えられていること。</p> <p>(6) 輸入禁止品を温室で栽培する場合は、温室の出入口が二重扉又はこれと同等の効果を有する構造物であること。</p> <p>(7) その他輸入禁止品の種類、試験研究等の内容に応じ、必要</p>

(新設)

	<u>な分散防止措置が講じられていること。</u>
<u>B</u>	<p>(1) <u>輸入禁止品の保管及び試験研究等に使用する施設等は、天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であって、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。</u></p> <p>(2) <u>輸入禁止品の保管、展示及び飼育には、密閉型容器を使用すること。ただし、防除機関において「ウリミバエに生殖を不能にする措置を行い、ウリミバエ防除事業に利用するため大量増殖を行う場合」は、密閉型容器を使用せずに専用の飼育室内で飼育することを妨げない。</u></p> <p>(3) <u>オートクレーブ等の殺虫設備が備えられていること。</u></p> <p>(4) <u>管理施設の出入口を二重扉とすること。ただし、線虫を管理する場合を除く。</u></p> <p>(5) <u>飼育室は、飼育している輸入禁止品が管理者の出入りにより散逸しないよう管理できる部屋であり、専用の作業服を用意すること。</u></p> <p>(6) <u>輸入禁止品を植物に接種等し、当該植物を栽培する場合、接種等及び栽培を行う場所は、他の植物から隔離できる人工気象器等の設備又は温室であること。</u></p> <p>(7) <u>(6)の植物の栽培時に水が流出する場合、当該植物をポット栽培し、流出した水を全て回収できる設備が備えられていること。</u></p> <p>(8) <u>ミバエ類等の高い飛翔性を有する輸入禁止品を管理する場合にあっては、次の各号の条件を満たしていること。</u>  <u>ア 管理施設は、屋内施設のみを使用し、試験室出入口にはエアカーテンが設置された前室又はこれと同等以上の安全設備が併設されていること。</u>  <u>イ 管理施設は施錠され、関係者以外の立入りを制限できること。</u></p> <p>(9) <u>その他輸入禁止品の種類、試験研究等の内容に応じ、必要な分散防止措置が講じられていること。</u></p>
<u>C</u>	<p>(1) <u>輸入禁止品の保管及び試験研究等に使用する施設等は、天井、壁及び床が、輸入禁止品が分散しない構造であって、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しない構造であること。</u></p>

	<p>(2) <u>輸入禁止品の増殖や培養を行う際は、密閉型容器を使用すること。</u></p> <p>(3) <u>オートクレーブ等の殺菌設備が備えられていること。</u></p> <p>(4) <u>輸入禁止品を植物に接種し、当該植物を栽培する場合、接種及び栽培を行う場所は、他の植物から隔離できる人工気象器等の設備又は温室であること。</u></p> <p>(5) <u>(4)の植物の栽培時に水が流出する場合、当該植物をポット栽培し、流出した水を全て回収できる設備が備えられていること。</u></p> <p>(6) <u>孢子を産する、又は花粉伝染性を有する等、高い分散性を有する輸入禁止品を接種した植物を温室等で栽培する場合にあっては、当該温室等の開口部が分散を防止する構造であり、専用の作業服を用意すること。</u></p> <p>(7) <u>昆虫伝搬性を有する輸入禁止品を接種した植物を温室等で栽培する場合にあっては、当該温室等の開口部が昆虫の侵入を防止する構造であること。</u></p> <p>(8) <u>その他輸入禁止品の種類、試験研究等の内容に応じ、必要な分散防止措置が講じられていること。</u></p>
--	---

別表4 (第5の2項関係)  
(略)

別表5 (第5の3項関係)  
(略)

別表6 (第6の1項関係)

輸入禁止品輸入許可申請書の記載留意事項

項目	記載方法
1 普通名称及び学名(欧文併記)	<p>(1) <u>別表1の輸入禁止品のグループA、B及びCのもの</u>和名(英名)及び学名を記載すること。  <u>別表1の輸入禁止品のグループB及びCのものが植物に寄生して輸入される場合は、当該植物名を括弧書きすること。</u></p> <p>(2) <u>別表1の輸入禁止品のグループDのもの</u></p>

別表3 (第6の2項関係)  
(略)

別表4 (第6の3項関係)  
(略)

別表5 (第7の1項関係)

輸入禁止品輸入許可申請書の記載留意事項

項目	記載方法
1 普通名称及び学名(欧文併記)	<p>(1) <u>輸入禁止植物、検疫有害動物、検疫有害植物及び栽培地検査対象試験種子</u>和名(英名)及び学名を記載すること。  <u>検疫有害動物又は検疫有害植物が植物に寄生して輸入される場合は、寄主植物名を括弧書きすること。</u></p> <p>(2) <u>土</u></p>

	(略)
2 数量及び梱数(欧文併記)	<p>(1) 国別、輸入禁止品別に数量及び梱数を次により記載すること。</p> <p>ア <u>別表1の輸入禁止品のグループAのもの(試験種子を除く。)</u> 種類ごとに個数又は重量及び梱数</p> <p>イ <u>試験種子</u> <u>種類(品種)ごとに重量又は粒数及び梱数(1品種1ロット2kg以下とする。)</u> (削る。)</p> <p>ウ <u>別表1の輸入禁止品のグループBのもの</u> 種類ごとに頭数又は重量及び梱数 植物に寄生している場合は、<u>当該植物ごとに頭数又は重量及び梱数</u></p> <p>エ <u>別表1の輸入禁止品のグループCのもの</u> 種類ごとに試験管等の容器数及び梱数 植物に寄生している場合は、<u>当該植物の個数</u></p> <p>オ <u>別表1の輸入禁止品のグループDのもの</u> (略) (削る。)</p> <p>(2) (略)</p>
(略)	(略)
6 輸入の目的	試験研究等の目的を詳細に記載すること。
(略)	(略)
11 輸入後の管理方法及び場所	輸入禁止品の保管、試験研究等、廃棄別に、方法及び場所(研究室名等)を詳細に記載すること。
12 利用期間及び利用後における処	<p>(1) 試験等が終了するまでの期間で、6年以内とすること。</p> <p>(2) 利用後における処理方法は、輸入禁止品、使用した器具類等の消毒(廃棄)方法(高圧殺菌、焼却等)を記載</p>

	(略)
2 数量及び梱数(欧文併記)	<p>(1) 国別、輸入禁止品別に数量及び梱数を次により記載すること。</p> <p>ア <u>生植物、いも類等</u> 種類(品種)ごとに個数及び梱数</p> <p>イ <u>生果実等</u> 種類ごとに重量及び梱数</p> <p>ウ <u>いねわら、むぎわら、いねもみ、もみがら等</u> 種類ごとに重量及び梱数</p> <p>エ <u>検疫有害動物</u> 種類ごとに頭数及び重量並びに梱数 植物に寄生している場合は、<u>寄主植物ごとに頭数又は重量及び梱数</u></p> <p>オ <u>検疫有害植物</u> 種類ごとに試験管等の容器数及び梱数 植物に寄生している場合は、<u>寄主植物ごとに重量又は個数</u></p> <p>カ <u>土又は土付着の蘚苔類</u> (略)</p> <p>キ <u>試験種子</u> <u>種類(品種)ごとに重量又は粒数及び梱数(1品種1ロット2kg以下とする。)</u></p> <p>(2) (略)</p>
(略)	(略)
6 輸入の目的	試験研究等の目的をできるだけ詳細に記載すること。
(略)	(略)
11 輸入後の管理方法及び場所	輸入禁止品の保管、試験研究、廃棄別に、方法及び場所(研究室名等)を詳細に記載すること。
12 利用期間及び利用後における処	<p>試験等が終了するまでの期間で、6年以内とすること。</p> <p>利用後における処理方法は、輸入禁止品、使用した器具類等の消毒(廃棄)方法(高圧殺菌、焼却等)を記載すること。</p>

理方法	すること。 (3) 土又は植物から分離した菌を特許庁へ寄託する場合、輸入禁止品から分離した天敵を利用する場合等はその旨を記載すること。
13 輸入後の管理責任者氏名	試験研究等を担当する責任者の機関名、職名、氏名及び電話番号等連絡先を記載すること。
14 その他参考となるべき事項	(1) (略) (2) 今までに輸入許可、利用許可又は譲受許可を得て使用したことがある管理施設の場合は、その許可指令書又は許可書の番号を記載すること。 (3) ～ (5) (略)

(削る。)

理方法	土、植物から分離した菌を特許庁へ寄託する場合、試験終了後研究用として保存する場合、輸入禁止品から分離した天敵を利用する場合等はその旨を記載すること。
13 輸入後の管理責任者氏名	試験研究等を担当する責任者の機関名、職名、氏名及び電話番号を記載すること。
14 その他参考となるべき事項	(1) (略) (2) 今までに輸入許可を得て使用したことがある管理場所の場合はその許可番号を記載すること。 (3) ～ (5) (略)

別表6 (第7の1及び2関係)

管理場所の基準

輸入禁止品のグループ名	施設の区分	施設の具備すべき条件
A及びD	試験研究所等の建物内の屋内施設の場合	(1) 試験研究に使用する部屋は、オートクレーブ等の殺虫・殺菌その他試験研究設備が整えられた微生物実験室と同等の設備であること。 (2) 栽培試験等を行う場合、他の植物から隔離できる人工気象器等が備えられていること。 (3) 栽培試験等で水が流出する場合、試験に供する植物はポット栽培し、流出した水をすべて回収し、殺虫・殺菌できる施設が備えられていること。 (4) 博物館等での展示に際しては、(1)～(3)に加えて、輸入禁止品が散逸しないような構造及び仕様の専用容器(以下「密閉型容器」という。)等を使用すること。 (5) 警察署等で証拠物の分析等を行う部屋はオートクレーブ等の殺虫・殺菌その他試験研究設備が整えられた微生物実験室と同等の設備であること。なお、密閉型容器等で保管すること。

<p>温室等の屋外施設の場合</p>	<p>(1) 栽培を行う場合は、他の植物から隔離できる隔離温室であること。</p> <p>(2) 温室は恒久的施設であり、床面はコンクリート等で固められた構造であること。</p> <p>(3) オートクレーブ等の殺虫・殺菌設備が同一施設内に備えられていること。</p> <p>(4) 出入口は二重扉又はこれと同等の効果を有する構造物であること。(エアカーテンが併設されていることが望ましい。)</p> <p>(5) 窓の開閉により温度管理等を行う場合は、輸入禁止品の分散防止措置がなされていること。(温度管理等のためには空調機器が設置されていることが望ましい。)</p> <p>(6) 栽培試験等で水が流出する試験の場合、試験に供する植物はポット栽培し、流出した水をすべて回収し、殺虫・殺菌できる設備が備えられていること。</p> <p>(7) 博物館等での展示に際しては、(1)～(6)に加えて、輸入禁止品が散逸しないような密閉型容器等を使用すること。</p>
<p>A1グループであって、遺伝資源目的の輸入を対象とする場合の追加基準</p>	<p>栽培及び検査を行う場所は、植物防疫所の隔離ほ場の温室、検定室等の施設内であること。</p>
<p>A1グループであって、輸入禁止対象植物で検疫有害動物の寄主</p>	<p>(1) 試験研究に使用する部屋には専用の作業服を用意し、検疫有害動物が管理者の出入りにより散逸しないよう管理できる部屋であること。</p> <p>(2) 輸入禁止対象植物の保管には専用の密閉型容器等を用いること。</p>

	となるもの の追加基準	
A 3	許可された 隔離ほ場	<p>(1) 栽培及び検査を行う場所は、病虫害の分散防止及び第三者の侵入阻止ができる隔離ほ場、隔離温室、実験室、国の検定室であること。</p> <p>(2) 隔離ほ場で栽培を行う場合は、同ほ場が他の同種の植物又は栽培地検査対象検疫有害植物の寄主植物から50メートル以上離れていること、又は同ほ場とその周囲の地所との境界が囲障で隔てられている場合にあつては他の同種の植物又は栽培地検査対象検疫有害植物の寄主植物から5メートル以上離れた位置に栽培できること。</p> <p>(3) オートクレーブ、焼却設備等の殺菌設備が同一ほ場内に備えられていること。</p>
B	試験研究所 等の建物内 の屋内施設 の場合	<p>(1) 出入口は二重扉とすること。(エアカーテンが併設されていることが望ましい。)ただし、線虫を管理する場合を除く。</p> <p>(2) 飼育室には専用の作業服を用意し、飼育している検疫有害動物が管理者の出入りにより散逸しないよう管理できる部屋であること。</p> <p>(3) 接種等で水が流出する試験の場合、試験等に供する植物はポット栽培し、流出した水をすべて回収し、高温・高圧等により殺虫できる設備が備えられていること。(なお、線虫の場合には特に専用の栽培容器を使用する等その分散防止につとめることが望ましい。)</p> <p>(4) 博物館等での展示に際しては、(1) から (3) に加えて、輸入禁止品が散逸しないような密閉型容器等を使用すること。</p> <p>(5) 警察署等で証拠物の分析等を行う部屋はオートクレーブ等の殺虫及びその他試験研究設備が整えられた微生物実験室と同等の設備であること。なお、密閉型容器等で保管すること。</p>
	温室等の屋	(1) 試験専用の隔離温室であること。

	<p>外施設の場合</p>	<p>(2) 温室は検疫有害動物の分散防止のための二重構造の恒久的施設であり、床面はコンクリート等で固められた構造であること。</p> <p>(3) 出入口は二重扉又はこれと同等の効果を有する構造物であること。(エアカーテンが併設されていることが望ましい。)ただし、線虫を管理する場合を除く。</p> <p>(4) 窓の開閉により温度管理等を行う場合は、検疫有害動物の分散防止措置がなされていること。(温度管理等のためには空調機器が設置されていることが望ましい。)</p> <p>(5) 接種等で水が流出する試験の場合、試験等に供する植物はポット栽培し、流出した水をすべて回収し、高温・高圧等により殺虫できる設備が備えられていること。(なお、線虫の場合には特に専用の栽培容器を使用する等その分散防止につとめることが望ましい。)</p> <p>(6) 博物館等での展示に際しては、(1) から (5) に加えて、輸入禁止品が散逸しないような密閉型容器等を使用すること。</p>
	<p>B 1 グループを対象とする場合の追加基準</p>	<p>(1) 試験研究所等の屋内施設のみを使用し、試験室出入口には必ずエアカーテン又はこれと同等以上の安全設備が併設されていること。</p> <p>(2) 飼育には専用の飼育器を用い、飼育は其中でのみ行うこと。ただし、防除機関において「ウリミバエに生殖を不能にする措置を行い、ウリミバエ防除事業に利用するため大量増殖を行う場合」は、専用の飼育室内で行うことを妨げない。</p> <p>(3) その試験内容に応じ、必要な分散防止措置が講じられていること。</p>
<p>C</p>	<p>試験研究所等の建物内の屋内施設の場合</p>	<p>(1) 試験研究に使用する部屋は、オートクレーブ等の殺菌及びその他試験研究設備が整えられた微生物実験室と同等の設備であること。</p> <p>(2) 植物への接種等を行う場合、他の植物から隔</p>

		<p>離できる人工気象器等を設備すること。</p> <p><u>(3) 栽培又は接種等で水が流出する試験の場合、試験に供する植物はポット栽培し、流出した水をすべて回収し、殺菌できる設備が備えられていること。</u></p> <p><u>(4) 博物館等での展示に際しては、(1) から (3) に加えて、輸入禁止品が散逸しないような密閉型容器等を使用すること。</u></p> <p><u>(5) 警察署等で証拠物の分析等を行う部屋はオートクレープ等の殺菌及びその他試験研究設備が整えられた微生物実験室と同等の設備であること。なお、密閉型容器等で保管すること。</u></p>
	温室等の屋外施設の場合	<p><u>(1) 栽培を行う場合は、他の植物から隔離できる隔離温室等であること。</u></p> <p><u>(2) 温室は恒久的施設であり、床面はコンクリート等で固められた構造であること。</u></p> <p><u>(3) オートクレープ等の殺菌設備が同一施設内に備えられていること。</u></p> <p><u>(4) 窓の開閉により温度管理等を行う場合は、検疫有害植物の分散防止措置がなされていること。(温度管理等のためには空調機器が設置されていることが望ましい。)</u></p> <p><u>(5) 接種等で水が流出する試験の場合、試験等に供する植物はポット栽培し、流出した水をすべて回収し、完全に殺菌できる設備が備えられていること。</u></p> <p><u>(6) 博物館等での展示に際しては、(1) から (5) に加えて、輸入禁止品が散逸しないような密閉型容器等を使用すること。</u></p>
	C1 グループを対象とする場合の追加基準	<p><u>(1) 原則として、試験研究所等の屋内施設のみを使用すること。(ただし、前室があり、開閉可能な窓を有せず、排気はフィルターでろ過できる構造を持つ温室等の屋外施設で使用する場合を除く。)</u></p> <p><u>(2) 試験には必ず無菌室等を使用すること。</u></p>

		(3) 増殖や培養を行う際は、他の培養菌又は植物から隔離できる恒温器等を用いること。 (4) その他試験内容等に応じ、必要な分散防止措置が講じられていること。
--	--	--

別表7 (第6の1項、第20の2項及び第21の2項関係)  
(略)

別表8 (第6の1項関係)  
(略)

別表9 (第18の3項関係)  
(略)

別表10 (第20の2項関係)

検疫有害菌譲受許可申請書の記載留意事項

項目	記載方法
1 普通名称及び学名	(1) 検疫有害菌の和名(英名)及び学名を記載すること。 (2) (略)
2 数量及び梱数	国別、検疫有害菌別に数量及び梱数を「試験管培養菌○本、○梱」のように記載すること。
3 採取地又は産地	検疫有害菌が採取された国名又は地域名を記載すること。
(略)	(略)
5 譲受けの目的	試験研究等の目的を詳細に記載すること。
6 分譲者の住所・氏名	検疫有害菌を譲り受ける指定微生物株保存機関の住所、機関名を記載すること。
(略)	(略)
8 譲受予定年月日	譲受許可手続に約1か月を要することを考慮の上記載すること。
9 輸送中の包装状態	検疫有害菌を散逸させないための包装の方法を記載すること。

別表7 (第7の1関係)  
(略)

別表8 (第7の1関係)  
(略)

別表9 (第19の3関係)  
(略)

別表10 (第21の3関係)

輸入検疫有害菌譲受許可申請書の記載留意事項

項目	記載方法
1 普通名称及び学名	(1) 輸入検疫有害菌の和名(英名)及び学名を記載すること。 (2) (略)
2 数量及び梱数	国別、輸入検疫有害菌別に数量及び梱数を「試験管培養菌○本、○梱」のように記載すること。
3 採取地又は産地	輸入検疫有害菌が採取された国名又は地域名を記載すること。
(略)	(略)
5 譲受けの目的	試験研究の目的をできるだけ詳細に記載すること。
6 分譲者の住所・氏名	輸入検疫有害菌を譲受ける指定微生物株保存機関の住所、機関名を記載すること。
(略)	(略)
8 譲受予定年月日	輸入許可手続に約1か月を要することを考慮の上記載すること。
9 輸送中の包装状態	輸入検疫有害菌を散逸させないための包装の方法を記載すること。

10 管理方法及び場所	検疫有害菌の保管、試験研究等、廃棄別に、方法及び場所(研究室名)を詳細に記載すること。
(略)	(略)
12 管理責任者氏名	試験研究を担当する責任者の機関名、職名、氏名及び電話番号等連絡先を記載すること。
13 その他参考となるべき事項	(1) 今までに輸入許可、利用許可又は譲受許可を得て使用したことがある <u>管理施設</u> の場合は、その <u>許可指令書又は許可書の番号</u> を記載すること。 (2)・(3) (略)

10 管理方法及び場所	輸入検疫有害菌の保管、試験研究、廃棄別に、方法及び場所(研究室名)を詳細に記載すること。
(略)	(略)
12 管理責任者氏名	試験研究を担当する責任者の機関名、職名、氏名及び電話番号を記載すること。
13 その他参考となるべき事項	(1) 今までに輸入許可又は譲受許可を得て使用したことがある <u>管理場所</u> の場合は、その <u>許可番号</u> を記載すること。 (2)・(3) (略)

別表 11 (第 21 の 2 項関係)

輸入禁止品利用許可申請書の記載留意事項

項目	記載方法
1 普通名称及び学名	(1) 別表 1 の輸入禁止品のグループ A、B 及び C のもの 和名(英名)及び学名を記載すること。 (2) 別表 1 の輸入禁止品のグループ D のもの 和名及び英名を記載すること。 ※ 生産国・地域等を指定する場合は、当該情報を記載すること。
2 数量	輸入禁止品別に数量を次により記載すること。 ア 別表 1 の輸入禁止品のグループ A のもの 種類ごとに個数又は重量 イ 別表 1 の輸入禁止品のグループ B のもの 種類ごとに頭数又は重量 ウ 別表 1 の輸入禁止品のグループ C のもの 種類ごとに試験管等の容器数 エ 別表 1 の輸入禁止品のグループ D のもの 種類ごとに重量
3 利用の目的	試験研究等の目的を詳細に記載すること。
4 荷受人の住所・職業・氏名	申請者と同一名義とすること。ただし、申請者が不在となる場合は、管理責任者等とすること。
5 利用中の管理方法及	輸入禁止品の保管、試験研究等、廃棄別に、方法及び場所(研究室名等)を詳細に記載すること。

(新設)

び場所	
6 利用期間及び利用後における処理方法	<p>(1) 試験研究等が終了するまでの期間で、6年以内とすること。</p> <p>(2) 利用後における処理方法は、輸入禁止品、使用した器具類等の消毒（廃棄）方法（高圧殺菌、焼却等）を記載すること。</p> <p>(3) 土又は植物から分離した菌を特許庁へ寄託する場合及び輸入禁止品から分離した天敵を利用する場合等は<u>その旨を記載すること。</u></p>
7 利用中の管理責任者氏名	試験研究等を担当する責任者の機関名、職名、氏名及び電話番号等連絡先を記載すること。
8 その他参考となるべき事項	<p>(1) 譲渡しの方法（こん包状態、輸送方法等）を記載すること。</p> <p>(2) 今までに輸入許可、譲受許可又は利用許可を得て使用した<u>ことのある管理施設の場合は、その許可指令書又は許可書の番号を記載すること。</u></p> <p>(3) 管理責任者が不在時の連絡者及び電話番号等を記載すること。</p> <p>(4) その他参考となる事項を記載すること。</p>

(削る。)

別記様式1の1（第8の3関係）

（輸入禁止品許可指令書）

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

年 月 日付けで申請のあった下記1の輸入禁止品の輸入は、下記2の条件を付して許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

1 輸入禁止品

2 条件

別記様式1の1 (第14の5項関係)

(輸入禁止品輸入許可指令書 (一部変更))

(略)

別記様式1の2 (第14の5項関係)

(輸入禁止品輸入許可指令書 (一部変更))

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

年 月 日付で申請のあった下記の輸入許可指令書に係る輸入許可条件の一部変更 ( ) は、申請のとおり許可する。

年 月 日

農林水産大臣

別記様式1の2 (第15の5項関係)

(輸入禁止品許可指令書 (一部変更))

(略)

別記様式1の3 (第15の5項関係)

(輸入禁止品許可指令書 (一部変更))

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

年 月 日付で申請のあった農林水産省指令 第 号に係る輸入許可条件の一部変更 ( ) は、申請のとおり許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

別記様式 1 の 3 (第 11 の 3 項及び第 17 関係)

(輸入禁止品輸入許可指令書 (取消))

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

輸入許可条件違反により農林水産省指令 第 号に係る輸入許可を取り消す。

年 月 日

農林水産大臣

別記様式 1 の 4 (第 18 の 5 項関係)

(輸入禁止品輸入許可指令書 (解除))

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

別記様式 1 の 4 (第 18 関係)

(輸入禁止品許可指令書 (取消))

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

許可条件違反により農林水産省指令 第 号に係る輸入許可を取消す。

年 月 日

農林水産大臣

別記様式 1 の 5 (第 19 の 5 関係)

(輸入禁止品許可指令書 (解除))

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

年 月 日付けで申請のあった農林水産省指令  
第 号に 係る輸入許可条件の下で、当該許可に係る下記 1 の輸入禁止  
品から分離又は生成された下記 2 のものは、当該許可条件を解除する。

年 月 日

農林水産大臣

記

1・2 (略)

別記様式 2 (第 9 及び第 21 の 8 項関係)

輸入禁止品到着報告書

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所（・・・支所又は出張所）長殿

(管理責任者)

住所

職業

氏名

年 月 日付け農林水産省指令 第 号をもつ  
て （輸入・利用・許可条件の一部変更） を許可された輸入禁止品が下記のと  
おり 管理施設 に到着しましたので、報告します。

記

年 月 日付けで申請のあった農林水産省指令  
第 号に 係る輸入許可条件の下で、当該許可に係る下記 1 の輸入禁止  
品から分離又は生成された下記 2 のものは、当該許可条件を解除する。

年 月 日

農林水産大臣

記

1・2 (略)

別記様式 2 (第 10 関係)

輸入禁止品到着報告書

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所（・・・支所又は出張所）長殿

(管理責任者)

住所

職業

氏名

年 月 日付け農林水産省指令 第 号をもつ  
て 輸入 を許可された輸入禁止品が下記のとおり 管理場所 に到着しましたの  
で、報告します。

記

1・2 (略)

別記様式3の1 (第10、第13及び第21の9項関係)

輸入禁止品管理 (利用・完了) 状況報告書

年 月 日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

輸入禁止品の管理 (利用・完了) 状況について、.....植物防疫 (事務) 所を経由して、下記のとおり報告します。

記

1・2 (略)

3 管理施設及び管理責任者の職名、氏名

4～7 (略)

備考 2の輸入認可年月日は、植物防疫官により輸入認可された年月日を記載すること。

1・2 (略)

別記様式3の1 (第11及び第14関係)

輸入禁止品管理 (利用・完了) 状況報告書

年 月 日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

輸入禁止品の管理 (利用・完了) 状況について、.....植物防疫 (事務) 所を経由して、下記のとおり報告します。

記

1・2 (略)

3 管理場所及び管理責任者の職名、氏名

4～7 (略)

備考 2の輸入認可年月日は、植物防疫官により輸入認可された期日を記載すること。

別記様式3の2 (第10関係)

輸入禁止品管理 (利用・完了) 状況報告書  
(試験種子管理状況報告書)

年 月 日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

輸入禁止品の管理状況について、.....植物防疫 (事務) 所を經由して、  
下記のとおり報告します。

記

1・2 (略)

3 管理施設及び管理責任者の職名、氏名

4～6 (略) 利用期間 年 月 日まで

備考 2の輸入認可年月日は、植物防疫官により輸入認可された年月日を  
記載すること

別記様式3の3 (第10及び第13関係)

別記様式3の2 (第11関係)

輸入禁止品管理 (利用・完了) 状況報告書  
(試験種子管理状況報告書)

年 月 日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

輸入禁止品の管理状況について、.....植物防疫 (事務) 所を經由して、  
下記のとおり報告します。

記

1・2 (略)

3 管理場所及び管理責任者の職名、氏名

4～6 (略)

備考 2の輸入認可年月日は、植物防疫官により輸入認可された期日を記  
載すること

別記様式3の3 (第11及び第14関係)

輸入禁止品管理（利用・完了）状況報告書  
（試験種子管理状況報告書）

年 月 日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

輸入禁止品の管理（利用・完了）状況について、.....植物防疫（事務）  
所を経由して、下記のとおり報告します。

記

1・2 （略）

3 管理施設及び管理責任者の職名、氏名

4～7 （略）

備考 2の輸入認可年月日は、植物防疫官により輸入認可された年月日を  
記載すること。

別記様式4の1（第14の1項及び第15の2項関係）  
（略）

輸入禁止品管理（利用・完了）状況報告書  
（試験種子管理状況報告書）

年 月 日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

輸入禁止品の管理状況について、.....植物防疫（事務）所を経由して、  
下記のとおり報告します。

記

1・2 （略）

3 管理場所及び管理責任者の職名、氏名

4～7 （略）

備考 2の輸入認可年月日は、植物防疫官により輸入認可された期日を記  
載すること。

別記様式4の1（第15の1及び16の2関係）  
（略）

別記様式4の2 (第18の1項関係)

輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願

年 月 日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

年 月 日付け農林水産省指令 第 号をもって輸入を許可された下記1の輸入禁止品から分離又は生成された下記2のものについて、輸入許可条件の解除をご検討願いたく、.....植物防疫（事務）所を経由して申請いたします。

記

1～4 (略)

別記様式5 (第15の1項及び2項関係)  
(略)

別記様式6 (第16の1項関係)  
(略)

別記様式7 (第19関係)

別記様式4の2 (第19の1項関係)

輸入禁止品輸入許可条件の一部変更願

年 月 日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

年 月 日付け農林水産省指令 第 号をもって輸入を許可された下記1の輸入禁止品から分離又は生成された下記2について、輸入禁止品に該当するかどうかをご検討願いたく、.....植物防疫（事務）所を経由して申請いたします。

記

1～4 (略)

別記様式5 (第16の1及び2項関係)  
(略)

別記様式6 (第17の1項関係)  
(略)

別記様式7 (第20関係)

輸入禁止品輸入許可状況報告書

( 年分) . . . 植物防疫 (事務) 所

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
計	輸入許可の用に係る区分						
	1 :	件					
	2 :	件					
	3 :	件					
	4 :	件					
	5 :	件					
	6 :	件					
	計	件					

備考 (1) 報告には当該暦年に新たに許可したものを記載する (許可条件の一部変更は含まない。)

(2) (略)

(3) 輸入許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。

試験研究の用は1、規則第6条の2第1号に係る用は2、同条第2号に係る用は3、同条第3号に係る用は4、同条第4号に係る用は5、同条第5号に係る用は6、同条第6号に係る用は7とする。

別記様式第8 (第20の1関係)

輸入禁止品輸入許可状況報告書

( 年分) 植物防疫 (事務) 所

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
計	輸入許可の用に係る区分						
	1 :	件					
	2 :	件					
	3 :	件					
	計	件					

備考 (1) 報告には当該暦年に新たに許可したものを記載する (一部変更は含まない。)

(2) (略)

(3) 輸入許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。

試験研究の用は1、規則第6条の2第1号に係る用は2、規則第6条の2第2号に係る用は3、規則第6条の2第3号に係る用は4とする。

別記様式第8 (第21の1関係)

検疫有害菌譲受許可申請書

(略)

別記様式第9の1 (第20の5項関係))

第 号

住所  
職業  
氏名

検疫有害菌譲受許可書

年 月 日付で申請のあった下記1の検疫有害菌の譲受は、下記2の条件を付して許可します。

年 月 日

・・・植物防疫(事務)所長

記

- 1 検疫有害菌  
当該検疫有害菌に係る指定微生物株保存機関名及び許可指令番号  
農林水産省指令 第 号

2 (略)

別記様式第9の2 (第20の15項関係)

輸入検疫有害菌譲受許可申請書

(略)

別記様式第9の1 (第21の5項関係))

第 号

住所  
職業  
氏名

輸入検疫有害菌譲受許可書

年 月 日付で申請のあった下記1の輸入検疫有害菌の譲受は、下記2の条件を付して許可します。

年 月 日

・・・植物防疫(事務)所長

記

- 1 輸入検疫有害菌  
当該輸入検疫有害菌に係る指定微生物株保存機関名及び許可指令番号  
農林水産省指令 第 号

2 (略)

別記様式第9の2 (第21の14項関係)

第 号

住所  
職業  
氏名

検疫有害菌譲受許可書（一部変更）

年 月 日付けで申請のあった 第 号に係る  
譲受許可条件の一部変更（ ）は、下記条件を付して許可します。

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長

記

別記様式第9の3（第20の15項関係）

第 号

住所  
職業  
氏名

検疫有害菌譲受許可書（解除）

年 月 日付けで申請のあった 第 号に係る  
譲受許可条件の下で、当該許可に係る下記1の検疫有害菌から生成された  
下記2のものは、当該許可条件を解除します。

第 号

住所  
職業  
氏名

輸入検疫有害菌譲受許可書（一部変更）

年 月 日付けで申請のあった 第 号に係る  
譲受けについての一部変更（ ）は、下記条件を付して許可します。

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長

記

（新設）

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長

記

1 検疫有害菌

2 許可条件を解除するもの

別記様式第9の4（第20の15項関係）

第 号

住所  
職業  
氏名

検疫有害菌譲受許可書（一部変更）

年 月 日付けで申請のあった下記の譲受許可書に係る  
譲受許可条件の一部変更（ ）は、申請のとおり許可します。

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長

記

別記様式第9の5（第20の12項及び18項関係）

別記様式第9の3（第21の14関係）

第 号

住所  
職業  
氏名

輸入検疫有害菌譲受許可書（一部変更）

年 月 日付けで申請のあった第 号に係る  
譲受けについての一部変更（ ）は、申請のとおり許可します。

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長

別記様式第9の4（第21の18関係）

第 号

住所  
職業  
氏名

検疫有害菌譲受許可書（取消）

譲受許可条件違反により 第 号に係る譲受許可を取り消す。

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長

別記様式 10（第 20 の 8 項関係）

検疫有害菌譲渡報告書

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長殿

（管理責任者）

住所  
職業  
氏名

当機関保存の検疫有害菌を下記のとおり譲渡しましたので・・・植物防疫（事務）所（・・・支所又は出張所）を経由して、下記のとおり報告します。

第 号

住所  
職業  
氏名

許可条件違反により 第 号に係る譲受許可を取り消す。

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長

別記様式 10（第 21 の 7 関係）

輸入検疫有害菌譲渡報告書

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長殿

住所  
職業  
氏名

当機関保存の輸入検疫有害菌を下記のとおり譲渡しましたので・・・植物防疫（事務）所（・・・支所又は出張所）を経由して、下記のとおり報告します。

## 記

1 (略)	(略)
2 譲受許可書番号 (国内譲渡の場合のみ記載)	(略)
3～6 (略)	(略)

\* 譲渡菌株の状態（凍結アンプル又は試験管培養等）及び菌株番号（原番号と保存番号）を記載して下さい。

別記様式 11（第 20 の 9 項関係）

## 譲受検疫有害菌到着報告書

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所（・・・支所又は出張所）長殿

(管理責任者)  
住所  
職業  
氏名

年 月 日付け 第 号をもって(譲受け・譲受許可条件の一部変更)を許可された検疫有害菌が、下記のとおり管理施設に到着しましたので報告します。

## 記

1 到着した検疫有害菌  
産 梱 本

## 記

1 (略)	(略)
2 譲受けを許可された番号 (国内譲渡の場合のみ記載)	(略)
3～6 (略)	(略)

\* 譲渡菌株の状態（凍結アンプル又は試験管培養）及び菌株番号（原番号と保存番号）を記載して下さい。

別記様式 11（第 21 の 8 関係）

## 譲受輸入検疫有害菌到着報告書

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所（・・・支所又は出張所）長殿

(管理責任者)  
住所  
職業  
氏名

年 月 日付け 第 号をもって譲受けを許可された輸入検疫有害菌が、下記のとおり管理場所に到着しましたので報告します。

## 記

1 到着した輸入検疫有害菌  
産 梱 kg (個)

2 (略)

別記様式 12 (第 20 の 10 項関係)

検疫有害菌管理 (利用・完了) 状況報告書

年 月 日

・・・植物防疫 (事務) 所長殿

住所  
職業  
氏名

譲受けを許可された検疫有害菌の管理 (利用・完了) 状況について、・・・植物防疫 (事務) 所 (・・・支所又は出張所) を経由して、下記のとおり報告します。

記

1 (略)

2 譲受年月日、産地、品名、梱数及び数量

年 月 日 産 梱 本

当該検疫有害菌に係る指定微生物株保存機関名及び許可指令番号  
農林水産省指令 第 号

3 管理施設及び管理責任者の職名、氏名

4～6 (略)

2 (略)

別記様式 12 (第 21 の 9 項関係)

輸入検疫有害菌管理 (利用・完了) 状況報告書

年 月 日

・・・植物防疫 (事務) 所長殿

住所  
職業  
氏名

譲受けを許可された輸入検疫有害菌の管理 (利用・完了) 状況について、・・・植物防疫 (事務) 所 (・・・支所又は出張所) を経由して、下記のとおり報告します。

記

1 (略)

2 譲受年月日、産地、品名、梱数及び数量

年 月 日 産 梱 本

(当該輸入検疫有害菌に係る指定微生物株保存機関名及び許可指令番号)  
農林水産省指令 第 号

3 管理場所及び管理責任者の職名、氏名

4～6 (略)

7 その他（不要となった検疫有害菌及び使用した器具類の消毒措置、植物防疫官立会い年月日等）

7 その他（不要となった輸入検疫有害菌及び使用した器具類の消毒措置、植物防疫官立会い年月日等）

別記様式 13 の 1 （第 20 の 14 項関係）

別記様式 13 （第 21 の 13 関係）

検疫有害菌譲受許可条件の一部変更願

輸入検疫有害菌譲受許可条件の一部変更願

年 月 日

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長殿

・・・植物防疫（事務）所長殿

住所  
職業  
氏名

住所  
職業  
氏名

下記 1 をもって譲受けを許可された検疫有害菌について、下記 2 のとおり譲受許可条件の一部を変更していただきたく、・・・植物防疫（事務）所（・・・支所又は出張所）を経由して申請いたします。

年 月 日 付け 第 号 をもって譲受けを許可された について、下記 のとおり譲受許可条件の一部を変更していただきたく、・・・植物防疫（事務）所（・・・支所又は出張所）を経由して申請いたします。

記

記

1 譲受けを許可された検疫有害菌

(新設)

許可書の番号	許可書の発行年月日	検疫有害菌名	備考

2・3 (略)

1・2 (略)

別記様式 13 の 2 (第 20 の 14 項関係)

検疫有害菌譲受許可条件の一部変更願 (解除)

年 月 日

・・・植物防疫 (事務) 所長殿

住所  
職業  
氏名

年 月 日付け 第 号をもって譲受けを許可  
された下記 1 の検疫有害菌から生成された下記 2 のものについて、譲受許  
可条件の解除をご検討願いたく、・・・植物防疫 (事務) 所を經由して申請  
いたします。

記

- 1 検疫有害菌名
- 2 生成されたもの
- 3 理由
- 4 参考文献名

別記様式 14 (第 20 の 16 項関係)

検疫有害菌譲受許可申請者の名義所属等変更届

(新設)

別記様式 14 (第 21 の 15 項関係)

輸入検疫有害菌譲受許可申請者の名義所属等変更届

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長殿

住所  
職業  
氏名

下記1に係る申請者の名義所属等は、下記2のとおり変更となりましたので、・・・植物防疫（事務）所（・・・支所又は出張所）を経由して届出いたします。

記

1 譲受を許可された検疫有害菌

許可書の番号	許可書の発行年月日	検疫有害菌名	備考

2・3 （略）

別記様式 15（第20の17項関係）

検疫有害菌（譲受・試験）中止届

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長殿

住所  
職業

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長殿

住所  
職業  
氏名

年 月 日付け 第 号に係る申請者は、下記のとおり変更となりましたので、・・・植物防疫（事務）所（・・・支所又は出張所）を経由して届出いたします。

記

（新設）

1・2 （略）

別記様式 15（第21の16項関係）

輸入検疫有害菌（移動・試験）中止届

年 月 日

・・・植物防疫（事務）所長殿

住所  
職業

氏名

年 月 日付け 第 号をもって譲受けを許可された について、下記のとおり(譲受・試験)を中止したいので、・・・植物防疫(事務)所(・・・支所又は出張所)を経由して届出いたします。

記

- 1 (譲受・試験)を中止する検疫有害菌
- 2 (略)

別記様式 16 (第 20 の 12 項関係)

検疫有害菌廃棄等命令書

第 号  
年 月 日

.....殿

.....植物防疫(事務)所長

譲受許可に付した条件に基づき下記のとおり することを命ずる。

検疫有害菌譲受許可書番号

検疫有害菌名

数量

処分すべき理由

処分すべき期間

処分の場所及び方法

氏名

年 月 日付け 第 号をもって譲受けを許可された について、下記のとおり(移動・試験)を中止したいので、・・・植物防疫(事務)所(・・・支所又は出張所)を経由して届出いたします。

記

- 1 (移動・試験)を中止する輸入検疫有害菌
- 2 (略)

(新設)

別記様式 17 (第 20 の 19 項)

(新設)

検疫有害菌譲受許可状況報告書

( 年分) . . . 植物防疫 (事務) 所

許可書 番号	許可年 月日	譲受許 可の用 に係る 区分	産地及 び品名	梱数及 び数量	譲受申 請者名	管理責 任者の 所属及 び氏名	備考
計		譲受許可の用に係る区分 1 : _____ 件 2 : _____ 件 3 : _____ 件 4 : _____ 件 5 : _____ 件 6 : _____ 件 7 : _____ 件 計 _____ 件					

備考 (1) 報告には当該暦年に新たに許可したものを記載する (許可条件の一部変更は含まない。)

(2) 譲受許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。

試験研究の用は 1、規則第 6 条の 2 第 1 号に係る用は 2、同条第 2 号に係る用は 3、同条第 3 号に係る用は 4、同条第 4 号に係る用は 5、同条第 5 号に係る用は 6、同条第 6 号に係る用は 7 とする。

別記様式 18 の 1 (第 21 の 13 項及び 15 項関係)

(新設)

輸入禁止品利用許可条件の一部変更願

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

下記 1 をもって利用を許可された輸入禁止品について、下記 2 のとおり  
利用許可条件の一部を変更していただきたく、.....植物防疫（事務）所を  
経由して申請いたします。

記

1 利用を許可された輸入禁止品

<u>指令書の番号</u>	<u>指令書の発行年</u> <u>月日</u>	<u>輸入禁止品産</u> <u>地・名称</u>	<u>備考</u>

2 変更の内容

3 変更の理由

別記様式 18 の 2 (第 21 の 13 項関係)

(新設)

輸入禁止品利用許可条件の一部変更願

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付け農林水産省指令 \_\_\_\_第 \_\_\_\_号をもって利用を許可された下記1の輸入禁止品から分離又は生成された下記2のものについて、利用許可条件の解除をご検討願いたく、.....植物防疫（事務）所を経由して申請いたします。

記

- 1 輸入禁止品
- 2 分離又は生成されたもの
- 3 理由
- 4 参考文献名

別記様式19の1（第21の14項関係）

（新設）

（輸入禁止品利用許可指令書（一部変更））

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

年 月 日付で申請のあった農林水産省指令 第  
号に係る利用許可条件の一部変更（ ）は、下記条件を付して許  
可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

別記様式 19 の 2 (第 21 の 14 項関係)

(新設)

(輸入禁止品利用許可指令書 (一部変更))

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

年 月 日付で申請のあった下記の利用許可指令書に  
係る利用許可条件の一部変更（ ）は、申請のとおり許可する。

年 月 日

農林水産大臣

記

別記様式 19 の 3 (第 21 の 14 項関係)

(新設)

(輸入禁止品利用許可指令書 (解除))

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

年 月 日付で申請のあった農林水産省指令  
第 号に 係る利用許可条件の下で、当該許可に係る下記 1 の輸入禁止  
品から分離又は生成された下記 2 のものは、当該許可条件を解除する。

年 月 日

農林水産大臣

記

1 輸入禁止品

2 許可条件を解除するもの

別記様式 19 の 4 (第 21 の 17 項関係)

(新設)

(輸入禁止品利用許可指令書 (取消))

農林水産省指令 第 号

住所  
職業  
氏名

利用許可条件違反により農林水産省指令 第 号に係る利用許可を取り消す。

年 月 日

農林水産大臣

別記様式 20 (第 21 の 15 項関係)

(新設)

輸入禁止品利用許可申請者の名義所属等変更届

年 月 日

農林水産大臣  
.....殿

住所  
職業  
氏名

下記 1 に係る申請者の名義所属等は、下記 2 のとおり変更となりましたので、.....植物防疫 (事務) 所を經由して届出いたします。

記

1. 利用を許可された輸入禁止品

<u>指令書の番号</u>	<u>指令書の発行年 月日</u>	<u>輸入禁止品産 地・名称</u>	<u>備考</u>

2. 申請者の名義等

(旧)

(新)

3. 変更の理由

別記様式 21 (第 21 の 16 項関係)

(新設)

輸入禁止品 (利用・試験) 中止届

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

農林水産大臣

.....殿

住所

職業

氏名

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日付け農林水産省指令 \_\_\_\_\_第 \_\_\_\_\_号をも  
って輸入を許可された \_\_\_\_\_について、下記のとおり (利用・試験) を中止  
したいので、.....植物防疫 (事務) 所を経由して届出いたします。

記

1 (利用・試験) を中止する輸入禁止品

2 中止の理由

別記様式 22 (第 21 の 18 関係)

(新設)

輸入禁止品利用許可状況報告書

( 年分)

・・・植物防疫(事務)所

許可指 令番号	許可年 月日	利用許 可の用 に係る 区分	産地及 び品名	梱数及 び数量	申請者 名	管理責 任者の 所属及 び氏名	備考
計		利用許可の用に係る区分 1 : 件 2 : 件 3 : 件 4 : 件 5 : 件 6 : 件 7 : 件 計 件					

備考(1) 報告には当該暦年に新たに許可したものを記載する(許可条件の一部変更は含まない。)

(2) 利用許可の用に係る区分には次の記号を記載すること。

試験研究の用は1、規則第6条の2第1号に係る用は2、同条第2号に係る用は3、同条第3号に係る用は4、同条第4号に係る用は5、同条第5号に係る用は6、同条第6号に係る用は7とする。